

国外へ転出される方へ

※別紙 「小松島市から転出される方へ」に加えて、
次の事項について該当する方は担当課とご相談ください※

対象となる方	内 容	場 所	担当課
マイナンバーカードの交付を受けている方	マイナンバーカードに「国外転出による返納」の記載が必要です。記載ができていない方は、後日カードを持参いただき、返納届を提出してください。	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 ☎ 32-2112
国民年金に加入されている方	国民年金第1号被保険者が海外へ出国すると、被保険者の資格を喪失します。戸籍住民課で海外転出届を提出後、保険年金課年金担当で資格喪失の届出をしてください。 ※海外転出後も引き続き国民年金に加入を希望される場合は、海外任意加入の手続きが必要です。	市役所1階 ③番窓口	保険年金課 年金担当 ☎ 32-4120
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方	資格喪失になる場合がありますので、詳細についてはお問合せください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 子ども家庭 支援室 ☎ 32-2114
課税されている、または課税される見込みのある方	国外へ転出する場合には、納税義務者の代わりに納税通知書を受け取り納税する納税管理人を選任し、「納税管理人申告書」を提出してください。	市役所1階 税務課内	税務課 担当 ☎ 32-3821
海外での投票を希望される方 (出国後に在外公館での申請も可能です。)	外国にいても「在外選挙制度」で国政選挙の投票ができます。詳細は、選挙管理委員会または在外公館(大使館や総領事館)までお問い合わせください。 また、小松島市の選挙人名簿に登録されている方は、海外で国政選挙に投票するための在外選挙人名簿への登録の申請を出国前に行うことができます。パスポート等本人確認書類をご持参のうえ、転出予定日までに申請してください。	市役所3階	選挙管理委員会 事務局 ☎ 32-3807
帰国されたとき	<p>帰国後、日本へ転入する際に下記の書類が必要です。</p> <p>〈日本人の方〉 転入者全員のパスポート・戸籍謄本または抄本・戸籍の附票・返納の記載があるマイナンバーカード(お持ちの方)</p> <p>〈外国籍の方〉 転入者全員のパスポート・転入者全員の在留カードまたは特別永住者証明書・家族で転入される方は本国官憲発行の家族関係がわかる証明書</p> <p>※パスポートは、入国日が確認できる証印が押印されているものがが必要です。入国審査の際、自動化ゲートで入国された場合は、税関検査前までに各審査場事務室の職員に申し出て、<u>証印を押印してもらってください</u>。もし、証印がない場合は、転入時に航空券の半券をお持ちください。 ※戸籍の謄本または抄本、戸籍の附票は、本籍地が小松島市の方は不要です。</p>	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 ☎ 32-2112
	<p>厚生年金被保険者及び国民年金第3号被保険者以外の方は、国民年金の加入手続きが必要です。海外任意加入していた方も資格の切替手続きが必要です。転入届後に、保険年金課年金担当で手続きをしてください。</p>	市役所1階 ③番窓口	保険年金課 年金担当 ☎ 32-4120